

○厚生労働省告示第十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第四項第一号口(1)及び(2)の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号口(1)及び(2)の規定に基づき平成二十七年度、平成二十八年度及び平成二十九年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指數算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用し、平成三十年厚生労働省告示第六十四号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号口(1)及び(2)の規定に基づき平成二十六年度、平成二十七年度及び平成二十八年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指數算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件）は、平成三十一年三月三十一日限り廃止する。

平成三十一年一月三十日

一 平成二十七年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指數算定基礎額の総額及び被保険者の総数

厚生労働大臣 根本 匠

年齢階層	医療費指數算定基礎額の総額	被保険者の総数
○歳から四歳まで	一三三、六七七、六九四、八五五円	七〇九、〇一五人
五歳から九歳まで	七七、五五〇、三一六、〇〇七円	八〇六、五三六人
十歳から十四歳まで	六五、一〇五、五三五、九六五円	八八九、八六〇人
十五歳から十九歳まで	六一、五四五、八六四、二九四円	一、〇三三、八二六人
二十歳から二十四歳まで	七三、五〇四、四九一、一六五円	一、一三三、七一九人
二十五歳から二十九歳まで	一〇七、四六一、一一〇、二六八円	一、一九三、二一一人
三十歳から三十四歳まで	一五三、五九五、〇九一、〇三四円	一、三六三、八〇八人
三十五歳から三十九歳まで	二二八、五八五、〇四三、二五七円	一、五六九、〇六四人
四十歳から四十四歳まで	三一七、二六四、七八九、八四五円	一、八八一、〇八四人
四十五歳から四十九歳まで	三六五、七一、四三〇、三六六円	一、七七〇、三三七人
五十歳から五十四歳まで	四三〇、八二七、九二一、九二三円	一、六七六、四三〇人
五十五歳から五十九歳まで	五六八、九五一、一一六、五九〇円	一、九〇三、五八六人

年齢階層	二 平成二十八年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指數算定基礎額の総額	
	医療費指數算定基礎額の総額	被保険者の総数
○歳から四歳まで	一二三、九四〇、六二五、三四一円	六五三、三三五人
五歳から九歳まで	七二一、一〇九、八九三、二四六円	七五一、二四七人
十歳から十四歳まで	六一、七三九、八四〇、〇七七円	八一六、四三九人
十五歳から十九歳まで	六一、三〇九、三二四、三七五円	九六七、五七〇人
二十歳から二十四歳まで	七一、七六八、三八七、〇三四円	一、〇八四、三八九人
二十五歳から二十九歳まで	一〇一、七八六、一五五、七二六円	一、一〇五、一四九人
三十歳から三十四歳まで	一四八、二一九、四五四、八六一円	一、二七〇、四九一人
三十五歳から三十九歳まで	二〇六、八一〇、六八九、五六五円	一、四五〇、四八〇人
四十歳から四十四歳まで	三〇五、三三六、四三七、六二八円	一、七五六、八五一人
四十五歳から四十九歳まで	三七七、四四八、九三三、七四三円	一、七九一、五一八人
五十歳から五十四歳まで	四二〇、二六六、四六二、一〇六円	一、五九〇、七二二人
五十五歳から五十九歳まで	五四四、四一〇、九一二、〇四四円	一、八一一、七〇三人
六十歳から六十四歳まで	九四五、八〇八、五四七、二三七円	二、八一一、一九一人
六十五歳から六十九歳まで	二、四四〇、九九四、一一一、〇六四円	六、八七四、七一四人
七十歳から七十四歳まで	三、〇〇〇、九三三、八九八、七〇四円	五、七六八、八九八人
三 平成二十九年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指數算定基礎額の総額及び被保険者の総数		
年齢階層	医療費指數算定基礎額の総額	被保険者の総数
○歳から四歳まで	一二二、七四五、三三一、六四二円	五八五、五一八人
五歳から九歳まで	六六、二三七、〇七四、九〇二円	六八〇、八八五人
十歳から十四歳まで	五六、六三二、〇六二、五三五円	七三八、八〇三人
十五歳から十九歳まで	五七、〇六六、九〇一、五五七円	八八八、六三八人
二十歳から二十四歳まで	六八、四三六、三〇六、六一七円	一、〇二〇、二八九人
二十五歳から二十九歳まで	九三、八九八、八八〇、〇一一円	一、〇〇五、九五二人
三十歳から三十四歳まで	一三六、二〇三、八二七、〇七一円	一、一五一、九六八人

三十五歳から三十九歳まで	一九一、六二四、五五一、七八八円	一、三二六、〇九五人
四十歳から四十四歳まで	二八〇、三八九、二四九、六〇九円	一、五九一、九〇三人
四十五歳から四十九歳まで	三六四、一一〇、〇九五、一〇二円	一、七〇五、二三〇人
五十歳から五十四歳まで	四一二、三五七、六五二、二〇二円	一、五四〇、〇二七人
五十五歳から五十九歳まで	五二七、五〇一、一九三、三四一円	一、七〇〇、八四三人
六十歳から六十四歳まで	九三〇、三八三、八〇六、九四五円	二、七二八、五六三人
六十五歳から六十九歳まで	二、三三〇、〇六三、八一二、九六八円	六、四四七、二二一人
七十歳から七十四歳まで	三、一四一、二五七、〇一五、一六四円	五、九五八、三三一人
三十五歳から三十九歳まで	一九一、六二四、五五一、七八八円	一、三二六、〇九五人
四十歳から四十四歳まで	二八〇、三八九、二四九、六〇九円	一、五九一、九〇三人
四十五歳から四十九歳まで	三六四、一一〇、〇九五、一〇二円	一、七〇五、二三〇人
五十歳から五十四歳まで	四一二、三五七、六五二、二〇二円	一、五四〇、〇二七人
五十五歳から五十九歳まで	五二七、五〇一、一九三、三四一円	一、七〇〇、八四三人
六十歳から六十四歳まで	九三〇、三八三、八〇六、九四五円	二、七二八、五六三人
六十五歳から六十九歳まで	二、三三〇、〇六三、八一二、九六八円	六、四四七、二二一人
七十歳から七十四歳まで	三、一四一、二五七、〇一五、一六四円	五、九五八、三三一人